

【事案 1 の概要】

教員の懲戒処分について

1. 当事者

職 名 准教授（男性）
年 齢 50 歳台

2. 事実の概要

神戸大学准教授は、当該教員の専門分野で研究者になることを志望している指導学生に対し研究指導を拒むような言動を繰り返すようになったため、当該学生は、研究分野、指導教員を変更することを余儀なくされ、当該教員の専門分野で研究者になることを断念せざる負えなくなった。

また、指導学生に他学生の成績を見せる行為が確認されており、教員として守秘義務に抵触する行為があった。

当該教員の行為は、神戸大学職員就業規則第 58 条第 1 項第 9 号「ハラスメントと認められる行為があった場合」、同第 10 号「この規則に違反した場合」に該当することから、同規則第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づき懲戒処分として、「停職 4 月間」とした。